

令和7年度 世田谷区食品衛生監視指導計画の実施結果報告

1. 世田谷保健所で行った立入検査及び収去検査のまとめ

(1) 食品営業施設への監視指導

- ・ 監視件数 4,413件
営業許可実地検査や通常監視等で施設に立入検査を行いました。

(2) 収去検査

- ・ 世田谷保健所試験検査実施分(項目数) 8,177項目
- ・ 東京都健康安全研究センター実施分(項目数) 0項目
検査の結果、指導が必要と判断された食品については、汚染原因調査等を行い、施設や食品の取扱いの改善、さらに自主検査実施等を指導し、改善を確認しました。

2. 世田谷区食品衛生監視指導計画に基づいて行われた主な事業のまとめ

(1) HACCPに沿った衛生管理への取組みの推進

原則として全ての食品事業者に求められている HACCP に沿った衛生管理について、飲食店等への立入時に確認し、手引き、食品衛生管理ファイルの配付や説明を行い、HACCP 導入支援を行いました。

(2) 食中毒対策

① 飲食店等施設の重点的監視事業

腸管出血性大腸菌やサルモネラ、カンピロバクター、ノロウイルス、アニサキス等による食中毒を防止するために、飲食店や販売店、大量調理施設などについて、重点的に「立入検査」等を実施しました。

② 夏期及び歳末一斉取締り

細菌性の食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する歳末において、東京都と連携し監視指導を実施しました。

おもな実施事業	立入件数
夏期一斉監視	661施設
歳末一斉監視	502施設
生食肉対策事業(4～12月)	570施設
寄生虫食中毒対策(4～12月)	323施設
テイクアウト等に係る監視(4～12月)	257施設
ノロウイルス対策事業(9～3月)	1,184施設
仕出し・弁当製造施設監視事業	39施設
学校・保育園給食監視事業	33施設
縁日・祭礼・行事一斉監視	442施設

③ 保菌者検索事業の実施

腸管出血性大腸菌(O157)、サルモネラなどによる食中毒を未然に防止するため、食品事業者に対して検便の実施を指導し、検査を行いました。6,740検体の検査を実施し、6検体からサルモネラが検出され、除菌指導などを行いました。

(3) 違反・苦情食品対策

不正な食品添加物使用などの違反食品や、異物混入などの苦情を未然に防止するため、食品製造施設を中心に、製造工程などの監視指導を実施しました。区内の食品製造業152施設へ立入りを行い、製品の検査や表示、食品の取扱いに関して指導を行いました。

(4) 食品表示対策

食品表示法に定められた表示基準が遵守されるよう、監視指導を行いました。期限表示やアレルギー(食物アレルギーの原因となる物質をいう。)表示については、誤表示や表示欠落による自主回収事例が引き続き見受けられていることから、重点的な指導を実施しました。8, 526品目の表示検査を行いました。

(5) 広域流通・輸入食品対策

違反食品などの流通を防止するため、関係機関と連携し、流通過程における卸売業及び販売業などの監視指導を実施しました。また、食品の安全に係る情報収集に努め、世田谷区ホームページ等で情報提供を行うとともに、区内に流通する輸入食品や広域流通食品の監視や検査を行いました。輸入業者や食品販売者に対しては、食品の取扱いや適正表示の指導を行いました。なお、検査の結果、法に違反するものではありませんでした。

検査内訳	検体数	検査項目数
化学検査(食品添加物)	88検体	1, 511項目
細菌検査	30検体	232項目

(6) 残留農薬等対策

区内に流通する農産物について、生産地域や農産物の種類に応じて残留農薬等の検査を実施しました。国産農産物14検体2, 974項目、輸入農産物5検体1, 080項目の農薬検査を実施しました。これらの検体で残留農薬の基準値を越えて検出された項目はありませんでした。

(7) 行事・催事等における衛生対策

模擬店等での食中毒発生や異物混入防止のため、事前相談及び指導を行い、事故防止に努めました。

- ・ 行事開催等届出件数 584件

(8) 給食用物資納入事業者登録制度にかかる監視指導

世田谷区立小・中学校給食用物資納入事業者である食肉販売業、豆腐製造業等5施設に対し、監視指導を行いました。

3. 食中毒の発生・違反食品の発見時の対応

(1) 食中毒関連調査等

食中毒に関連する患者等に対する調査を243件実施しました。

(2) 不利益処分等

発生した食中毒事件と違反食品についての不利益処分は次のとおりです。

これらの不利益処分について、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、食品衛生法第69条の規定に基づき、法違反者の名称、施設名などを、世田谷区ホームページ上で公表しました。

① 食中毒

発生年月日	原因施設	患者数	原因食品	原因物質	措置
令和7年 4月16日	飲食店 営業	1	令和7年4月16日(水)に 原因施設において提供された 生食用鮮魚介類を含む食事	寄生虫 (アニサキス)	営業等停止 (1日間)
令和7年 7月6日	飲食店 営業	6	令和7年7月5日(土)に 当該施設が提供した食事 (加熱不十分なレバー及びささみ の焼き鳥を含む)	カンピロバクター・ ジェジュニ	営業等停止 (3日間)
令和7年 10月2日	飲食店 営業	22	令和7年10月2日(木)に 当該施設において製造された チキンオーバーライス弁当	ウエルシュ菌	営業等停止 (3日間)

② 違反食品

処分年月日	処分施設	違反食品	違反事由	措置
令和8年 3月30日	食品輸入業	ビスケット	指定外添加物 TBHQ	販売禁止命令

(3) 食品の「リコール情報」の報告

食品衛生法及び食品表示法に基づいた食品のリコール(自主回収)の届出は18件ありました。内容は、アレルギーの誤表記や欠落5件、消費期限等の誤表記や欠落6件、カビの発生1件、異物の混入1件、保存温度の逸脱1件、成分規格不適合2件、サルモネラ属菌の検出1件、加熱不足品1件でした。自主回収の内容は、厚生労働省の食品衛生申請等システムにて公開されました。

4. 食品事業者による自主的な衛生管理の推進

(1) 食品衛生協会の自治指導員に対する支援

食品衛生協会の自治指導員を通じて、自主的な衛生管理に関する情報及び技術を食品事業者に提供し、支援を図りました。施設の簡易細菌検査や巡回指導時に食品衛生管理ファイルに従った点検や、食中毒予防及び HACCP 導入資料の配布を行いました。

(2) 世田谷区食品衛生推進員活動の推進

食品衛生法第67条第2項に基づく食品衛生推進員を通じ、自主的な衛生管理に関する情報及び技術を、食品等事業者に提供し支援を図っています。

食品衛生推進会議を2回開催し、食の安全安心だよりを2回発行しました。

5. 食の安全・安心を確保するための情報提供

(1) 区のお知らせなど広報媒体による情報提供

区のおしらせ「せたがや」、エフエム世田谷、世田谷区ホームページ、世田谷区・世田谷保健所「X(エックス)」、普及啓発パンフレットなどを用いて、食中毒予防などの食の安全に関する情報を提供しました。

(2) セタがや食品衛生月間

せたがや食品衛生月間では、「肉の加熱不足による食中毒」をテーマにチラシ等を作成し、区内関係施設等に掲示・配架しました。また、次のとおりイベント等を実施しました。

① セタがや健康フェス2025

令和7年7月21日、会場／玉川高島屋 S・C アレーナホール・サロン、来場者／約550名

【講演・ステージ】

- ・ “新宿あわわ”と手を洗おう
- ・ 国立医薬品食品衛生研究所の研究者によるリレー講演

「食べても大丈夫？～食品や健康食品に含まれる化学物質の安全性～」

名誉所長・前所長 本間 正充 先生

「食中毒に気をつけよう！ ～家庭でできる食中毒予防～」

衛生微生物部長 大西 貴弘 先生

「ジェネリック医薬品ってなに？～みんなに届ける工夫と安心のしくみ～」

薬品部第一室長 吉田 寛幸 先生

- ・ 「どやどや楽団」の楽しい打楽器コンサート
- ・ ブラックラムズアカデミーコーチによるラグビーボールを使った体操～ジュニアからシニアまで～
- ・ 知って安心！～意外と身近な感染症～



【展示コーナー】

「おうちで食中毒！？」、「災害時にペットを守るために」、「飼い主のいない猫の問題を解決するために」、「せたがや動物とともにいきるまちプロジェクト」、「のぞいてみよう！検査室」、「ハチの生態、香りのエチケット」、「貯水槽を点検しよう」、「熱中症に気をつけよう！」、「知って安心！～意外と身近な感染症～」、「あなたの健康にプラス1！」、「がんの予防と早期発見！」、「こころの健康づくりに関するコーナー」、「上手な歯磨きのための豆知識」、「介護予防・認知症に関するコーナー」



【ワークショップ】

「ミクロの世界を作ろう」、「薬剤師になってお薬を出してみよう」、「ぬりえコーナー」

【体験・相談コーナー】

「ベジチェック」、「体成分分析測定」、「血管年齢測定」、「握力測定」、「ストレスチェック」、「骨密度測定」、「ラグビー体験」、「ポッチャ体験」、「薬の相談」

② パネル展示

展示期間／令和7年7月3日～11日

会場／区役所本庁舎東棟 MB1F

内容／せたがや健康フェス告知、カンピロバクター、アニサキス食中毒予防に関する展示、リーフレット等の配布

③ 「テーマ本コーナー」展示

展示期間／令和7年6月27日～7月23日

会場／中央図書館

内容／細菌、ウイルス、寄生虫等による食中毒予防に関する図書館の関連書籍とともに、ポスター・チラシ等の展示、配布



(3) 食の安全に関する相談

世田谷保健所に寄せられた食品に関する相談のうち、苦情として寄せられた件数は166件でした。昨年度と比較すると、74件増加しました。

相談内容については、食事をしてなんらかの症状を呈したという「有症苦情」が84件(昨年度は41件)と最も多く、次に多かったのが異物混入(その他)で20件(昨年度は9件)でした。これらの相談については調査を行い、施設や食品の取扱いの改善が必要な場合には、指導を行いました。

苦情内容内訳 (合計 延べ 166 件)		
異物混入	虫	9
	寄生虫	2
	その他	20
腐敗・変敗		2
カビ		3
異味		2
異臭		0
変色		0
変質		0
食品等の取扱い		12
従事者		1
表示		5
有症苦情		84
施設・設備		15
その他		11

6. リスクコミュニケーション事業

(1) 食の安全・安心リスクコミュニケーション事業

「発酵食品と上手につきあうために」と題し、講演および消費者、食品事業者、行政の三者によるパネルディスカッション(意見交換会)を行いました。

開催日: 令和7年12月23日

会場: 玉川せせらぎホール

参加者: 71名

【講演】

「安全な食品ができるまで」

上間 匡 氏 (国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長)

【パネルディスカッション】

消費者・事業者・行政の3者による意見交換、参加者からの質疑応答



2025食の安全・安心リスクコミュニケーション事業

発酵食品と上手につきあうために

2025年12月23日(火) 会場: 玉川せせらぎホール
(世田谷区等々力3丁目4番1号) 大井町線等々力駅下車すぐ

午後2時から午後4時まで 開場: 午後1時30分

基調講演
安全な食品ができるまで
上間 匡 氏
国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部長

パネルディスカッション
消費者・事業者・行政の三者によるパネルディスカッション

消費者 小林 一夫 氏
世田谷区消費生活課 区民講師 ひとえの会

事業者 遊作 誠 氏
株式会社豊和食品 代表取締役 納豆やテンペ(大豆発酵食品)を製造

行政 上間 匡 氏
国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部長

当日、直接会場へ。
詳細は区ホームページをご覧ください。

- (2) せたがや梅まつり官公署PRコーナー
実施日／令和8年2月21日
会場／羽根木公園
内容／ノロウイルス・アニサキス食中毒、正しい
手洗い 等



7. 食品衛生に係る人材の育成

(1) 食品等事業者対象

食品取扱い従事者に対して食品衛生に関する
情報を提供するため各種講習会を実施しました。

- ・ 食品営業者講習会

28回 4,110名(オンラインを含む。)

この他に、世田谷区ホームページ、「X(エックス)」などによる情報提供を行いました。

(2) 食品衛生監視員対象

専門研修や講習会に積極的に参加(オンラインを含む)し、知識・能力の向上に努めました。

また、職場でのOJT(指導・研修)や開催された講習会の資料、オンライン開催された学会資料を伝達するなどして、食品衛生監視員の専門的な知識・能力の向上を図りました。